

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

転入

に関連するおもな手続き

出張所 マークのあるものは、出張所でも受付しています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更) ※転入届出後 90 日以内 に手続きしてください	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	市民課 西館 1 階 緑の 1 番窓口 TEL:37-6100	
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードは再申請が必要です	※受付窓口でご相談ください		
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	※受付窓口でご相談ください	出張所	

※各種保険証・受給者証・認定証等は、後日郵送で送付いたします

保険 年金	国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付（後日郵送）			
	→70 歳から 74 歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付	(お持ちの方) 負担区分等証明書		
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険料の軽減有無確認	(お持ちの方) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票		
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付 ※資格喪失日より 1 4 日以内	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書	国保年金課 西館 1 階 緑の 2 番窓口 TEL:37-6101	
	→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が必要な方	・国民年金の加入（20 歳から 60 歳未満） ※資格喪失日より 1 4 日以内			
	→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請			
	75 歳以上の方または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書等の交付			
	→佐賀県外から転入した方	負担区分の確認	(前の住所地で発行された) 負担区分等証明書		
	→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が新たに必要な方	・任意記載事項併記 ・特定疾病療養受療証 などの申請	※県内で引越した方で、今まで認定証を持っていた方は申請不要		
	年金を受給中の方	国民年金の住所変更			

高齢	65 歳以上の方	介護保険概要説明 （保険証は佐賀中部広域連合から後日郵送）		高齢障がい支援課 西館 1 階 オレンジの 4 番窓口 TEL:37-6108	
	→住所地特例に該当する施設に転入する方	手続は不要です。転入前の介護保険証をご利用ください。			
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の引継ぎ	(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書		

障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など	高齢障がい支援課 西館 1 階 オレンジの 4 番窓口 TEL:37-6108	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がい者の医療費助成の相談・申請	・健康保険証 ・通帳 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・同意書（同一世帯員） ・マイナンバーを確認できる資料(世帯全員分)		

こども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き （入学通知書の交付）	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と入学通知書を学校へ提出	教育総務課 東館 2 階 オレンジの 9 番窓口 TEL:37-6130	
		(申請希望者のみ) 就学援助の申請	※申請書と必要書類の提出は、在学する小中学校の事務室へご提出ください。(前住所地の)所得課税証明書が必要な場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください		
	放課後児童クラブの利用を希望する方	放課後児童クラブ入級申請	・勤務証明書など		
	0 歳～高校生年代のお子さんがある方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して 1 5 日以内	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険資格確認書等 ・請求者、配偶者のマイナンバーが確認できる書類		
	0 歳～高校生年代のお子さんがある方	子どもの医療費助成の申請	・子の健康保険資格確認書等 ・保護者、子のマイナンバーが確認できる書類		
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください	こども家庭課 （こども家庭センター） 西館 1 階 オレンジの 6 番窓口 TEL:37-6107	
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	・申請者・子の健康保険資格確認書等 ・保護者、子のマイナンバーが確認できる書類 ※認印が必要な場合があります	※必要なものがそろっていないくてもお立ち寄りください	
	0 歳～就学前のお子さんがある方	乳幼児健診・予防接種等の相談	・母子健康手帳 ・予防接種の予診票※ ・乳児健診票※ ※前住所地発行分をお持ちの方		
	妊娠中の方	妊産婦健康診査受診票の交付 9：00～16：30	・母子健康手帳 ・前住所地の産婦健診票 ・前住所地の妊婦健康診査受診票		
		妊婦のための支援給付認定申請	・妊婦の印鑑（認印） ・妊婦の通帳 ・本人確認書類 ・母子健康手帳		
	保育園等に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください	保育幼稚園課 西館 1 階 オレンジの 7 番窓口 TEL:37-6109	
		通園中の保育園等への継続通園	・就労証明書「小城市長宛」 ※受付窓口でご相談ください		
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がい者医療費助成の相談・申請	・健康保険資格確認書等 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・通帳 ・同意書（同一世帯員） ・マイナンバーを確認できる資料(世帯全員分)	高齢障がい支援課 西館 1 階 オレンジの 4 番窓口 TEL:37-6108	

税・料金	上水道を使用する方 小城市・三日月町久米の一部（甘木、本告、久米）	水道異動届（開栓）の申請	本人確認書類又は賃貸契約書	小城市水道課 (ゆめぶらっと小城 1 階) TEL:73-8804	
	上水道を使用する方 三日月町（甘木、本告、久米以外）、牛津町、芦刈町	※佐賀西部広域水道企業団にお問い合わせ ください。（WEB 申請有）	ホームページ 2 次元コード 	佐賀西部広域水道企業団（料金課） TEL：68-2225	
	下水道を使用する方	使用開始申込み	「下水道使用開始届書」を郵送・メール・FAX・下水道課窓口にてご提出ください。 FAX：37-6174 Mail：gesuidou@city.ogi.lg.jp	下水道課 東館 2 階 青の 7 番窓口 TEL：37-6122	
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任		税務課 西館 1 階 青の 8 番窓口 TEL:37-6103	
	税の口座振替を希望する方	※金融機関・郵便局でご相談ください	※受付窓口又はお電話にてご相談ください		
	原付バイク・小型特殊を所有している方	標識交付の申請	※受付窓口又はお電話にてご相談ください		
	軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください		軽自動車検査協会 TEL:050-3816-1754	
	126 cc以上の軽二輪・小型二輪を所有している方	※佐賀運輸支局でご相談ください		佐賀運輸支局 TEL:050-5540-2082	
その他	ごみの出し方のご案内	(ごみの出し方パンフレット)	※お住まいの自治区により ごみの出し方が異なります	環境課 西館 1 階 緑の 3 番窓口 TEL:37-6102	
	粗大ごみの処分が必要な方		※受付窓口でご相談ください	廃棄物中継センター TEL：37-6145	
	犬を飼っている方	犬の小城市への登録	前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票 ※前の住所地で「鑑札」「狂犬病予防注射済票」の手続きをされていない場合は、 「鑑札」「注射済票」の発行も小城市にて 行う必要があります	環境課 西館 1 階 緑の 3 番窓口 TEL:37-6102 出 張 所	
	佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）の交付を希望する方	交付申請	※受付窓口でご相談ください。	健康福祉課 西館 1 階 オレンジの 5 番窓口 TEL:37-6106	
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください	定住推進課 東館 1 階 青の 4 番窓口 TEL:37-6150	

小城市ホームページ <https://www.city.ogi.lg.jp/>



〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話番号：0952-37-6111（代表）
開庁時間（月曜日～金曜日） 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
※土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く

手続きチェックシート 転入

小城市に引越しされた方へ

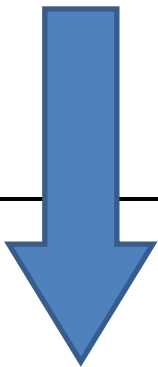
忘れずにお持ちください

転入届

住み始めた日から **14 日以内** に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」または「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1 点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他の

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2 点が
必要なもの

- ・健康保険資格確認書
- ・介護保険証 ・年金手帳※
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。